

青森法政論叢

第16号 2015年

CONTENTS

Articles

Die Projektmanagement Pflicht des Auftragnehmers im IT-Systementwicklungsvertrag	KURIBARA Yukiko	1
Prisoners and the Right to Found a Family:		
Through the Case Law of the European Court of Human Rights	KAWAI Masao	18
La responsabilité civile en matière de dommages nucléaires et la renonciation à la prescription	FUKUTA Kentaro	29
A Study on the Promotion of a Special Adoption System	WATANABE Yoshihiro	49

Research Notes

Aufstieg, Niedergang und Wiederaufstieg der FPÖ	MURAMATSU Keiji	64
Argument about the Jury System by Shunosuke Inada	OOTAKE Akihiro	78
Rechtsprechung und Politik	HORIUCHI Takeshi	88

目 次

論 文

システム開発契約における開発業者のプロジェクト・マネジメント義務	栗原由紀子	1
受刑者と生殖の自由 —ヨーロッパ人権裁判所判例を題材として—	河合 正雄	18
東京電力による時効利益の事前放棄の可否	福田健太郎	29
特別養子制度の活性化をどうすべきか —時代の要求としての子どもの養護—	渡辺 義弘	49

研究ノート

右翼的ポピュリズム政党の成功・凋落・再生の政治的メカニズム	村松 恵二	64
稻田周之助の陪審制論	大竹 昭裕	78
司法と政治 —司法積極主義の周辺—	堀内 健志	88

青森法学会規約

第1条（名称） 本会は「青森法学会（Aomori Law Institute）」と称する。

第2条（目的） 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることをもって目的とする。

第3条（事業） 本会は次の事業を行う。

1 研究会・講演会の開催

2 研究誌の発行

3 その他、総会で適当と認めた事業

第4条（事務局） 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。

第5条（会員） ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。

1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者

2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家

3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者

4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者

②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。

③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

第6条（役員） ①本会に次の役員を置く。

1 会長 1名

2 理事 若干名

3 監事 1名

②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。

④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

第7条（総会） ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。

②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。

③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第8条（改正） 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学名誉教授） 理事 大竹昭裕（青森県立保健大学）
理事 大野拓哉（弘前学院大学） 理事 尾崎正利（青森中央学院大学）
理事 小俣勝治（青森中央学院大学） 理事 宮崎秀一（弘前大学）
理事 村松惠二（弘前大学名誉教授）

青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。

2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。

3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。

①青森法学会の会員

②編集委員会が特に認めた者

4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。

5. 本誌に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文 70枚以内 研究ノート 40枚以内 判例研究 30枚以内

報告 30枚以内 書評 20枚以内

6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。

7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求めことがある。

執筆者紹介

栗原由紀子（尚絅学院大学 民法）

河合 正雄（弘前大学 憲法）

福田健太郎（近畿大学 民法）

渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）

村松 恵二（弘前大学名誉教授 政治学）

大竹 昭裕（青森県立保健大学 憲法）

堀内 健志（弘前大学名誉教授 憲法）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小俣勝治

児山正史 西東克介

2015年8月31日発行	¥1200+税
編集兼 発行者	青森法学会
〒036-8560	弘前市文京町1番地 弘前大学人文学部内
印刷所	ぶりんていあ第二